

令和7年6月30日
規制開始!

盛土規制法 知ってますか？

～ 一定規模以上の盛土等は
都道府県知事等への許可申請または届出が必要です ～

- ・規制区域図
- ・手続きのポイント
- ・許可申請書の手引き
- ・盛土規制法技術的基準 etc...



Point

・規制開始にあわせ
開発許可申請の手引きも改定!

福井県土木部
都市計画課



盛土規制法 知ってますか？

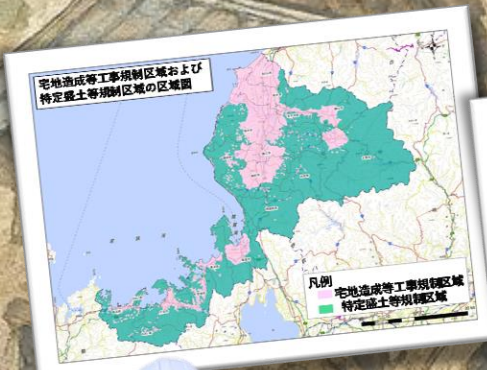
盛土等による災害から国民の
生命・身体を守る法律です

か？

6月30日
規制開始!



福井県では、令和7年6月30日に
盛土規制法に基づく規制区域を指定し、
危険な盛土等の規制を開始しました。



許可対象となる盛土等の規模

(土地の形質の変更(盛土・切土))

1. 盛土で高さ2m以上の盛土を生ずるもの	2. 盛土で高さ1m以上の盛土を生ずるもの	3. 切土で高さ2m以上の切土を生ずるもの	4. 切土で高さ1m以上の切土を生ずるもの
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上

※切土とは、地盤面が平均的に10%を超える高さとなる土質で、緩衝地帯の無いものに限ります。

※切土の規模は、切土の最大断面の長さ(延長)に切土の最大断面の高さを乗じた面積を指します。

※切土の規模は、切土の最大断面の長さ(延長)に切土の最大断面の高さを乗じた面積を指します。

許可申請、
届出
忘れないで!



盛土参事



盛土課長

盛土のことなら
我々におまかせ!



盛土担当

危険な盛土、違法な盛土
見逃しません!!

※書籍の販売はありません。
詳しくは [こちら](#) から



【盛土規制法に関するお問合せ】
福井県土木部都市計画課
☎ 0776-20-0498